

広島県告示第二十二号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移出を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十七年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市伊勢丘一丁目、伊勢丘二丁目、伊勢丘三丁目、伊勢丘四丁目、伊勢丘五丁目、伊勢丘六丁目、伊勢丘七丁目、伊勢丘八丁目、引野町二丁目、引野町三丁目、引野町東、引野町南二丁目、引野町北二丁目、引野町北三丁目、引野町北四丁目、引野町北五丁目、春日台、春日池、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町四丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、春日町七丁目、春日町宇山、春日町浦上、春日町吉田、城興ヶ丘、神辺町旭丘、神辺町大字下竹田、神辺町大字上竹田、神辺町大字新湯野、神辺町大字八尋、青葉台一丁目、青葉台二丁目、青葉台三丁目、青葉台四丁目、蔵王町、大谷台一丁目、大谷台二丁目、大谷台三丁目、大門町旭、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、大門町四丁目、大門町五丁目、大門町六丁目、大門町七丁目、大門町八丁目、大門町大字日之出丘、大門町大門、大門町津之下、大門町野々浜、坪生町、坪生町一丁目、坪生町二丁目、坪生町三丁目、坪生町四丁目、坪生町五丁目、坪生町六丁目、坪生町南一丁目、坪生町南二丁目、坪生町南三丁目、東陽台一丁目、東陽台二丁目、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、能島一丁目、能島二丁目、能島三丁目、平成台、幕山台一丁目、幕山台二丁目、幕山台三丁目、幕山台四丁目、幕山台五丁目、幕山台六丁目、幕山台七丁目及び幕山台八丁目